○関東地方整備局告示第三百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
龍ヶ崎市庄兵衛新田町字城中下二七五番七から牛久市遠山町字馬内一〇三番六まで	前	一六・二九～三八・二二	〇・〇五二	
	後	三七・八四～五三・七三	〇・〇五二	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
牛久市遠山町字馬内一〇三番六から土浦市中字竹ノ下二六六番まで	前　B	一一・一六～八六・〇〇	一二・七五二	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　A	五一・〇〇～一七五・〇〇	一三・九三四	
	後　B	一一・一六～八六・〇〇	一二・七五二	
	後　A	五一・〇〇～一七五・〇〇	一三・九三四	
	後　C	二八・〇二～一四五・六二	一・二六〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
みどり市笠懸町鹿三〇〇三番七地先から同市笠懸町鹿二〇九番まで	前	二七・八〇～五〇・〇〇	〇・三五八	
	後	二九・五〇～四六・八〇	〇・三五八	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 路線名　五十号
(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所
(三) 四　茨城県猿島郡境町大字塚崎字深谷五二六一番地先から古河市高野字南坪一七九六番二まで（ただし、関東地方整備局及び同局関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所
(四) 供用開始の期日　平成二十六年十月二十一日

国会事項

衆議院

議案提出

十月十七日内閣から提出した議案は次のとおりである。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

十月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北朝鮮による邦人拉致被害者の調査に係る報告等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

復興予算の執行に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

川内原発再稼働の是非に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

第百八十六回国会において成立した改正学校教育法の附帯決議と文部科学省の事務連絡の関係に関する質問主意書（大熊利昭提出）

参議院

議案受領（予備審査）

十月十七日内閣から次の議案が送付された。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（閣法第二二号）

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

質問主意書提出

十月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

土砂災害防止対策に関する質問主意書（江口克彦提出）（第二八号）

川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二九号）

人事異動

内閣

インドネシア国大統領就任式典に参列する特派大使　福田　康夫

期間は平成二十六年十一月三日までとする

（大分地方裁判所判事兼大分家庭裁判所判事）判事　浦上　薫史

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上十月十七日）

法務省

検事兼法務事務官　是木　誠

同　白井　美果

平成二十六年司法試験予備試験考査委員に併任する　福田　康夫

併任の期間は平成二十六年十一月三十日までとする（各通）（十月十日）

（大阪地方検察庁検事）検事　塚部　貴子

法務教官（法務総合研究所教官）に併任する（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　萩野　哲史

さいたま地方検察庁検事に配置換する

さいたま地方検察庁川越支部勤務を命ずる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（以上十月十七日）

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する　松原　青美

従四位に叙する　芳田　圭一

有賀　功　角　正信　染谷　繁

従五位に叙する（各通）